

## 東近江市こどもの家条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市こどもの家条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 29 年 11 月 30 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

### 東近江市こどもの家条例の一部を改正する条例

東近江市こどもの家条例（平成 17 年東近江市条例第 146 号）の一部を次のように改正する。

別表東近江市立八日市北こどもの家の項中「東近江市建部南町 95 番地 1」を「東近江市建部南町 95 番地 2」に改め、東近江市立愛東北こどもの家の項中「東近江市百済寺本町 1399 番地」を「東近江市百済寺本町 1521 番地」に改め、東近江市立能登川西こどもの家の項中「東近江市伊庭町 2885 番地」を「東近江市伊庭町 2856 番地」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表東近江市立愛東北こどもの家の項の改正規定及び同表東近江市立能登川西こどもの家の項の改正規定は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。